

新型コロナウイルス感染症に関する相談先

新型コロナウイルス感染症は、5月8日から季節性インフルエンザと同じ感染症法上の「5類感染症」に移行しました。

感染しても保健所からの連絡は無く、宿泊療養施設への入所や食料品などの支援も終了しました。

体調が悪化したときは、診断を受けた医師やかかりつけ医にご相談ください。

5月8日以降の受診相談は

新型コロナウイルス感染症 総合相談窓口（24時間対応）



050-3665 - 8126